

平成23年度
東備西播定住自立圏構想推進事業



民間イベント等事業推進支援
募集要項

赤穂市、備前市、上郡町の3市町は、東備西播定住自立圏を形成し、3市町が力を合わせて元気で住みよいまちづくりを進めています。
住民の皆さんのが自主・自発的に行う、圏域内外の住民交流を促進し、賑わいの創出や相互理解を深めるイベント等の活動を支援するため、対象事業を募集します。

募集期間：平成23年3月15日（火）～4月15日（金）

■お問合せ■

東備西播定住自立圏形成推進協議会

（上郡町 企画財政課 企画政策係）

〒678-1292

赤穂郡上郡町大持278番地

TEL : 0791-52-1112

FAX : 0791-52-5172

E-Mail: kikaku@town.kamigori.hyogo.jp

■支援の対象団体は

圏域内に主な活動の基盤を有する5人以上で構成する団体又はNPO法人です。

※対象とならない団体

- ▽ 宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されている団体
- ▽ 規約、会則等が整備されていない団体
- ▽ その他、東備西播定住自立圈形成推進協議会会長が適当でないと認める団体

■支援の対象事業は

- ①自主・自発的に行う事業であること
- ②公益的な事業であること
- ③主に圏域内の複数の市町住民等の参加、協力及び連携を得ようとする事業であること
- ④実現可能な事業であること
- ⑤継続的な事業であること

※対象とならない事業

- ▽活動の成果が特定の個人、団体のみに帰属する事業
- ▽地域の行事等で、既に継続的に行われている事業。ただし、会長が支援対象とすることが適当であると認める事業は除く。
- ▽宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする事業又はこれに類する事業。
- ▽その他、会長が支援することが適当でないと認める事業

- 平成23年度の支援対象は平成23年5月から平成24年3月31日までの期間に実施される事業です。
- 次年度以降にわたる事業でも、支援金は年度単位で交付するため、次年度も改めて応募する必要があります。

対象となる事業事例

- 赤穂市、備前市、上郡町の住民が集まって実施する音楽会
- 備前市、上郡町の少年野球の交流試合
等 文化・スポーツ、趣味など様々な交流事業

※ただし、地域の行事等で既に継続的に行われている事業は対象になりません。

■対象となる経費は

イベント等の実施に直接に要する経費を支援の対象とします。

※支援の対象とならない経費

- ▽団体の構成員等の人物費、謝礼、旅費交通費及び飲食費
- ▽備品購入費
- ▽領収書等により、事業実施団体が支払ったことを確認できない経費
- ▽その他、会長が適当でないと認めた経費

■支援金の交付額は

支援の対象となる経費とイベント等事業の収支差額のいずれか少ない額とし、限度額は20万円とします。(千円未満の端数は切り捨てます。)

■応募方法について

- ◆必要な書類：①民間イベント等事業推進支援金交付申請書（様式第1号）
 - ②団体等概要調書
 - ③イベント等事業計画書
 - ④イベント等事業収支計画書
 - ⑤団体等の規約、会則等の写し
- ※その他、会長が必要と認める書類
(①～④については協議会ホームページからダウンロードできます。)
- ◆提出方法：事業概要についてお伺いしますので、直接提出先までご持参下さい。
- ◆提出先：上郡町企画財政課、赤穂市企画課、備前市企画課のいずれか
- ◆提出期限：平成23年4月15日（金）午後5時

■選考方法について

応募いただいた交付申請書を、必要条件等に不備がないか予備審査を行った後、審査会において公開審査により決定します。

※審査の基準

- 公益性：定住自立圏構想の趣旨に沿った事業であるか。事業の効果が多くの住民の利益となるものか。など
- 連携性：事業内容を広く発信し、圏域住民や関係団体の参加、協力及び連携を得ようとする事業であるか。複数の市町において実施する事業か。など
- 実現性：実践的な方法、スケジュール、体制、収支計画等で事業が立案されているか。など

- 妥当性：事業内容が時代の要求、社会状況、住民ニーズなどに即しているか。
など
- 継続性：支援金による支援が終了した後も継続的な事業展開が見込めるか。
など

■申請の流れ

※申請に係る一切の費用は、申請者の負担となります。

- ①支援金交付申請書提出 (平成23年3月15日から4月15日まで)
申請書提出先に持参して下さい。



- ②審査会開催 支援事業の審査選考を行います。
4月24日（日）午前10時～15時予定
(終了時間は申請数により変動します)



- ③支援金交付決定通知 (4月末)



支援金の交付が決定した団体には、協議会から支援金交付決定通知書を送付します。

- ④支援金概算交付



支援金交付決定団体からの請求により、支援金の概算交付を行います。

- ⑤活動のPR



協議会がPR等を行うため、活動を実施する前に必要な情報を提供してください。

- ⑥活動の実施



事業計画を途中で変更・中止しようとする場合は協議会の承認を受けることが必要です。

- ⑦活動の実績報告 (～3月)



事業が終了したとき、又は3月31日までに、速やかに関係書類を添えて実績報告をして下さい。

- ⑧概算交付支援金の精算



皆様の積極的な応募をお待ちしています！